

# News Release

発行／埼玉縣信用金庫 総合企画部 TEL 048-526-1111(代) <http://www.saishin.co.jp>

2018年8月27日

## キャッシュカード払戻限度額の引下げを開始 ～キャッシュカード手渡し型詐欺防止で、大切なご預金を守ります～

埼玉縣信用金庫（本店：熊谷市 理事長：橋本 義昭）は、お客さまの「キャッシュカード手渡し型詐欺」等の被害を防止するため、10月1日（月）より、満70歳以上で、過去3年間キャッシュカードによる10万円を超える払戻のご利用のないお客さまの口座を対象に、キャッシュカードによる1日あたりの払戻限度額の引下げを開始いたします。

昨今、電話等により警察・銀行協会・金融庁・金融機関等を名乗り、キャッシュカードをだまし取って暗証番号を聞き出し、ATMから現金を不正に引き出す「キャッシュカード手渡し型詐欺」の被害が高齢者を中心に急増しています。

当金庫は、2017年5月15日より「振り込め詐欺等被害防止のためのキャッシュカード振込機能の一部制限」を開始しておりますが、お客さまのご預金をお守りするため、本措置をあわせて実施いたします。今後も、お客さまが安全にお取引いただけるような対策を行ってまいります。

対象となる口座	満70歳以上で、過去3年間キャッシュカードによる10万円を超える払戻のご利用のないお客さまの口座															
対応開始日	2018年10月1日（月）															
実施内容	<ul style="list-style-type: none"><li>当金庫のATMおよび提携機関のATMによる、現金払戻およびカード振込、デビットカードによるお取引に伴う払戻限度額を、1日10万円とさせていただきます。ただし、生体認証取引は本引下げ対象外です。<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">キャッシュカードによるお取引内容</th><th colspan="2">1日あたりの払戻限度額</th></tr><tr><th>初期設定※</th><th>引下げ後</th></tr></thead><tbody><tr><td>磁気ストライプ取引</td><td>50万円</td><td rowspan="2">10万円</td></tr><tr><td>ICチップ取引</td><td>100万円</td></tr><tr><td>生体認証取引</td><td colspan="2">200万円</td></tr></tbody></table></li><li>払戻限度額の引下げをご希望でないお客さまは、以下の2点をご持参のうえ、店頭窓口へのお申出が必要となります。<ul style="list-style-type: none"><li>①キャッシュカード</li><li>②ご本人確認ができる書類</li></ul></li></ul>			キャッシュカードによるお取引内容	1日あたりの払戻限度額		初期設定※	引下げ後	磁気ストライプ取引	50万円	10万円	ICチップ取引	100万円	生体認証取引	200万円	
キャッシュカードによるお取引内容	1日あたりの払戻限度額															
	初期設定※	引下げ後														
磁気ストライプ取引	50万円	10万円														
ICチップ取引	100万円															
生体認証取引	200万円															

本件のお問合せ

埼玉縣信用金庫 総合企画部：山田 事務部：杉岡

電話：048-526-1111 URL：<http://www.saishin.co.jp>